

議案第114号 令和5年度久喜市水道事業会計予算に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び久喜市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和5年3月20日提出

発議者 久喜市議会議員
杉野修
渡辺昌代
石田利春

久喜市議会議長 柿沼 繁男 様

(別紙)

令和5年度久喜市水道事業会計予算に対する修正案

議案第114号 令和5年度久喜市水道事業会計予算を次のとおり修正する。

第3条で定める収益的収入及び支出の予定額を次のとおり修正する。

収入

	原案の金額	修正案の金額
第1款 水道事業収益	4,126,346 千円	3,979,884 千円
第1項 営業収益	3,702,924 千円	3,556,462 千円

提案理由

2020年2月、新型コロナウイルス感染症が全国に拡大し、市民生活に大きな影響が出ました。上下水道部では、このような状況をうけ、水道料金の納付相談とともに給水停止の執行中断、水道料金に係る基本料金の2ヶ月間免除を実施しました。

また、2022年度においては、物価急騰などから市民生活が更に厳しくなる中、国の地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料、2ヶ月間免除を実施しました。賢明な判断であり高く評価しています。市民からは、水道料金の引き下げは助かるなど、歓迎の声が聴かれました。

2023年に入っても、今年度は物価急騰が継続し、新型コロナウイルス感染症も収束したとは言えない状況です。市民の暮らしが一層厳しさを増しており、福祉の増進を目的にかかげる自治体の役割から見ても、全ての市民に恩恵となる水道料金の基本料2か月分の引き下げを、2023年度においても実施し市民生活を支援するものです。1億4646万1580円を見込みます。尚、財源については国の動向も注視しつつ検討していきます。